

法人インターネットバンキングご利用のお客様へ

「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定」の改定について

熊本中央信用金庫

平素より法人インターネットバンキングをご利用いただき誠にありがとうございます。  
新システム移行に伴い、「しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定」を  
下記のとおり改定いたしましたのでご案内申し上げます。

## 記

新	旧
<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は<u>契約者ID(利用者番号)</u>および確認用パスワードを記載したお客様カード(以下「お客様カード」といいます)を貸与します。</p> <p>(4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した<u>契約者ID(利用者番号)</u>、各種暗証番号(各種パスワードを含みます。以下同じ)または電子証明書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p>(1) 当金庫は、次のいずれかの</p>	<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込</p> <p>2. 利用申込</p> <p>(2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は<u>利用者番号</u>および確認用パスワードを記載したお客様カード(以下「お客様カード」といいます)を貸与します。</p> <p>(4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した<u>利用者番号</u>、各種暗証番号または電子証明書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p>(1) 当金庫は、次のいずれかの</p>

新	旧
<p>方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</p> <p>電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p><u>契約者ID（利用者番号）</u>および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）</p> <p>4．利用者暗証番号等の登録</p> <p>（1）管理者は、端末により利用者の利用者ID、利用者暗証番号、<u>利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード</u>等を当金庫所定の方法により登録します。</p> <p><u>なお、利用者ワンタイムパスワードの登録は、ご契約先の任意とします。</u></p> <p>5．本人確認手続き</p> <p>（2）第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力</p>	<p>方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</p> <p>電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p>利用者番号および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）</p> <p>4．利用者暗証番号等の登録</p> <p>（1）管理者は、端末により利用者の利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等を当金庫所定の方法により登録します。</p> <p>5．本人確認手続き</p> <p>（2）第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力</p>

新	旧
<p>した利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(4) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>ただし、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等または電子証明書の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のご契約先は、第12条の定めに従い補償を請求できるものとします。</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p>利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべ</p>	<p>した利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(4) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>ただし、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等または電子証明書の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のご契約先は、第12条の定めに従い補償を請求できるものとします。</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. 補償の要件</p> <p>利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のご契約先は当</p>

新	旧
<p>てに該当する場合、個人のご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、<u>利用者ワンタイムパスワード</u>等または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>